



小山祐市長

令和5(2023)年度 施政方針



ホームページ

令和5(2023)年第1回みよし市議会定例会でおやまたすく小山祐市長から令和5(2023)年度の「施政方針」が発表されました。まちの目指すべき方向性と取り組みについて、抜粋して新規事業を中心に紹介します。

秘書広報課 ☎32-8032 📠34-6008

我が国の経済は、世界的なエネルギー・食料価格などの物価高騰や供給面での制約があるものの、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、民間消費の増加や雇用環境の改善の兆しも見られています。

本市においても子育て支援、教育、福祉、防災・減災、産業振興などの各重点施策を着実に推進するとともに、市内のデジタル化やカーボンニュートラル実現に向けた取り組み、人材育成などを積極的に推進してまいります。令和5(2023)年度は、コロナ禍の3年余りとは

異なる局面を迎え、ポストコロナの新しいまちづくりに取り組んでいかなければなりません。加えて、デジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラル、エネルギー政策の大転換を意味するグリーントランスフォーメーションなど本市を取り巻く社会環境の変化を新しい時代への希望や可能性に向けて踏み出す貴重な機会とし、挑戦を重ね、これからの時代に対応した新しいみよし市を築いていくための予算編成を行いました。

一安心して子育てができる環境整備

少子化対策は、国のみならず本市においても最重要課題です。子育てをする人が不安なく日々を過ごせるよう、また子どもを望む人が経済的な負担や不安から出産を諦めることがないよう、切れ目のない体系的な支援体制と当事者に寄り添う伴走型支援の充実や、安心して子育てができる環境の整備を図っていきます。保育料の軽減や児童手当支給対象者の拡大など、国の子ども・子育て政策とも連携し、経済的負担の軽減や子育て環境の充実に努めていきます。

一地域共生社会の実現へ

地域共生社会の実現に向け、全ての市民が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「みよし市版地域包括ケアシステム」の拡大が不可欠です。そのために認知症施策の推進、健康づくりと介護予防施策の充実、新たに日常生活圏域内の通いの場における取り組みの拡充や豊田加茂歯科医師会と連携したオーラルフレイル予防講座を実施します。また福祉を支える人材の確保や育成を目的として、障がい福祉事業所、介護事業所などが行う従業者の人材育成に対して補助する仕組みを創設します。

一より良い教育環境を

子どもたちが主体的で対話的な深い学びができるよう、

今後も少人数学級や市独自の人の配置によるきめ細かな教育体制の充実に努めていきます。また学校と保護者、地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に関わっていくことで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」とするためのコミュニティ・スクールの取り組みを進めていきます。

一産業振興への支援

市内中小企業で働く人への奨学金返還支援制度の創設や、非正規雇用労働者を正規雇用転換した市内企業へ市独自に助成金を交付する制度を創設し、人材確保や経営基盤の強化を支援していきます。農業分野についても、営農意欲のある法人や小規模営農者に対する支援を拡充し、農地の保全と効率的で安定的な農業を営むことができるよう、担い手農家を支えていきます。

一公共施設の在り方を考える

今後、公共施設などの老朽化によって施設の維持管理などの工事費が増大していくことに加え、少子高齢化などに伴う人口構成の変化により、公共施設の利用状況が変化していくことが想定されます。そのため組織再編により新たに「施設マネジメント推進室」を設け、施設の複合化や集約化、廃止など、適正配置に向けた在り方、方向性を決定していきます。

公 共 施 設

マネジメントを考える Vol.1

財政課 施設マネジメント推進室

☎76-5933 FAX76-5021

公共施設マネジメントとは、施設の在り方や整備の方向性を一体的に考え、公共サービスの機能や質の維持・向上を図りながら財政面での負担を軽減・平準化していく方を総合的に推進する取り組みのことで、老朽化対策や施設の効率的な維持管理、利用ニーズに沿った施設の有効活用などを長期的な視点を持って考えていかななくてはなりません。

この4月から施設マネジメント推進室を設置し、今後の本市の公共施設の在り方について総合的に検討していきます。今回を第1回目とし、市民の皆さんに公共施設の在り方について一緒に考え、理解を深めていくために「公共施設マネジメントを考える」と題し、連載して取り組みなどを紹介していきます。

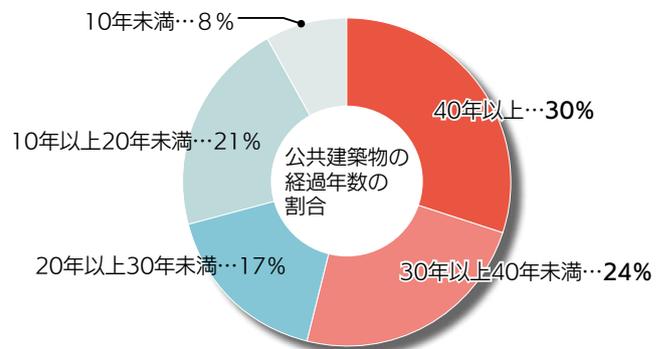
1 公共施設ってなに？

公共施設には、市役所や学校、体育館、図書館、市営住宅など市民が利用(使用)する施設である「ハコモノ(建物)」系の施設のほか、道路や公園、河川、防火水槽など社会生活を支える基盤施設である「インフラ」系の施設も含まれます。



2 このままで大丈夫？

公共施設などの建築物は、30年を経過すると老朽化の進行により、大規模改修が必要となります。本市でも、30年以上経過した施設が全体の54%を占めています。これらの施設が建て替えや大規模改修の時期を迎え、維持管理や保全・整備コストの増加が避けられず、次世代への負担を招く恐れがあります。



集中的な施設建設



少子高齢化(社会保障費増)、
人口減少(税収減)



施設の老朽化、
財政難



維持管理、更新
の困難化



次世代の負担増大

本市においても今後人口減少などにより公共施設などの利用ニーズが変化していくことが予想されます。これを踏まえ、長期的な視点を持って統廃合や長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減、平準化するとともに公共施設の最適な配置を実現していかなくてはなりません。そこで不断の見直しを実施していくため、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間、児童

館や老人憩いの家など地区施設を含めた公共施設について、本来予定していた長寿命化工事などは実施せず、公共施設などの再配置計画の策定と総合管理計画の改定を行います。この3年間は市民の皆さんへの説明や新たな計画を策定するために必要な期間と考えておりますのでご理解ください。